

# 自己隔離の要請に伴う労務対応

22 March 2020



Katsuda Synergy Lawyers  
カツダシナジー法律事務所



Katsuda Synergy Migration  
カツダシナジー・マイグレーション

## オーストラリア政府による自己隔離の要請

オーストラリア政府は、2020年3月15日午前0時以降、

- 全ての海外からオーストラリアへの入国者  
及び
- コロナウイルス感染者との濃厚接触者

を対象として、14日間の自己隔離措置を義務付けています。

## 自己隔離対象者の給与や休暇はどうなるのか？

政府の命令により従業員が自己隔離の対象となる場合、雇用主の不可抗力により従業員は業務ができない状態になります。

そのため、自己隔離の対象になっている従業員に給与を支払う義務はありません。

なお、病気を発症しているわけではないため、疾病休暇の申請対象にはなりません。

### [労務対応の選択肢]

- 有給休暇の取得を承認する
- 有給休暇の前借を認める
- 在宅勤務を認める



## 自己隔離の対象者は？

- 海外からオーストラリアへの入国者
- コロナウイルス感染者との濃厚接触者

## 自己隔離の対象にならない者は？

- 自己隔離対象者の家族や同居人

## 自己隔離の対象になるように思われるが、グレーゾーンな者

- 感染の症状があるが、まだ感染しているかが分からない人の家族や同居人

### [労務対応の提案]

政府の要請は明確ではありませんが、政府の見解を待つことなく自己隔離対象者と同様の対応をする方針を示すことがよいでしょう。他の従業員のためにも安心する方針だと思います。



## 関するQA集

Q. 自己隔離の期間中に発症した場合は？

A. 疾病休暇を適用してください。

Q. 自己隔離の期間中に有給休暇の取得を承認しました。ところが、その後、体調を崩し医師の診断書の提出がありました。疾病休暇を認める義務はありますか。

A. ありません。（もちろん裁量で認めることは可能です）

Q. 自己隔離の期間中に子ども学校が休校になり、親のケアが必要になった場合は？

A. Carer's leaveが取得可能になります。休校を証明するレターなどの提出を求めてください。

Q. 自己隔離で勤務できない者を解雇できますか？

A. できません。自己隔離は、従業員の責めに帰すことでもなく、これを理由に解雇することは、不当解雇やGeneral Protectionの対象になります。



## COVID-19関連 法律情報共有サイトのご案内

COVID-19関連の法律情報共有サイト ([lawshare.community](https://www.lawshare.community)) を立ち上げました。同サイトに「Q&A」「対応事」「Info Sheet」を随時アップしています。

サインイン

<https://www.lawshare.community>

サイト内で共有させていただくことを条件に、事業主様からのご質問に無償でお答えしています。現場で実行している対応策や対応に困っていることがあれば、サイトからお問合せください。

## 免責事項

Katsuda Synergy Group Pty Ltd trading as Katsuda Synergy Lawyers、Katsuda Synergy Migration Pty Ltd、LawShare Pty Ltd（以下「KS Group」といいます。）は、当資料に掲載している情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。セミナー資料の場合は、セミナー内の説明で補填された情報は資料に含まれていないので、

- ▶ 当資料に掲載している情報は、一般的なガイダンスに限定されています。
- ▶ 資料内の和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。
- ▶ 法律の適用およびそのインパクトは、特定の事実関係によって大幅に異なることがあります。法律、規則、規定は、常に変更が加えられること、および電子的通信手段に（不可避的）に内在する危険性や問題点を踏まえ、当資料に掲載される情報は、その情報提供が遅れたり、欠落したり、また不正確である可能性もあります。

したがって、著者あるいは発行者は、この資料においては法務あるいはその他の専門的なアドバイスあるいはサービスを提供しているものではないという認識で、当資料の情報を提供しています。そのため、当資料に掲載されている情報を、専門的な法務、その他の権限あるアドバイスの代用として用いるべきではありません。当資料の情報に基づき具体的な決定や行為を起こす前に、KS Groupの専門家に相談することが肝要です。

当資料では、信頼できる情報源から得た情報を、確実に掲載するようあらゆる努力をしておりますが、KS Groupは、間違い、情報の欠落、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。当資料に掲載されている全ての情報は、その時点の情報が掲載されており、完全性、正確性、時間の経過、あるいは、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。また、あらゆる種類の保証、それが明示されているか示唆されているかにかかわらず、また業務遂行、商品性、あるいは特定の目的への適合性への保証、また、これらに限定されない保証も含め、いかなることも保証するものではありません。

いかなる場合にも、KS Group、その関連するパートナーシップ、法人、パートナー、代理人、ならびに従業員は、当資料に掲載されている情報によって決定を下したり、あるいは行為を起こしたことにより、結果的に損害を受け、特別なあるいは同類の損害を蒙ったとしても、またその損害の可能性について言及していたとしても、一切の責任を負いません。

当資料で掲載されている外部サイトへのリンク（あれば）は、第三者が運営しているもので、KS Groupは管理していません。KS Groupが、その正確性や第三者のサイトに掲載されている情報について内容の正確性を保証ないし推奨するものではありません。

※KS Groupは、オーストラリアにおける法律サービスネットワークのメンバー法律事務所およびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、法律情報や実務ツールの提供および各分野の法律アドバイスをクライアントに提供しています。